

第 5 8 号議案

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 7 年 9 月 4 日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例（平成５年蒲郡市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（自動車の使用等の公営） 第２条 蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、ビラを作成し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により蒲郡市に帰属することとならない場合に限る。 (1) （略） (2) ビラを作成する場合 候補者１人について、<u>８円３８銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第１４２条第１項第６号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額	（自動車の使用等の公営） 第２条 蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、ビラを作成し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第９３条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定により蒲郡市に帰属することとならない場合に限る。 (1) （略） (2) ビラを作成する場合 候補者１人について、<u>７円７３銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第１４２条第１項第６号に規定する枚数を超える場合には、同号に規定する枚数）を乗じて得た金額

(3) (略)

(公費の支払)

第4条 (略)

第5条 蒲郡市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第6条 蒲郡市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、586円88銭に、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポス

(3) (略)

(公費の支払)

第4条 (略)

第5条 蒲郡市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

第6条 蒲郡市は、候補者（第3条の届出をした者に限る。）が同条第3号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭に、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額をポス

ター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

ター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の蒲郡市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。